

令和8(2026)年度 第1回栃木県自立支援協議会 次第

日時：令和8(2026)年8月6日(木) 10:00～

場所：栃木県庁北別館201

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

(1) 議 題

ア 栃木県障害福祉計画(第7期計画)・栃木県障害児福祉計画(第3期計画)の実績について

イ 栃木県障害福祉計画(第8期計画)・栃木県障害児福祉計画(第4期計画)の策定について

(2) 報 告

ア 部会報告

(ア) 相談支援部会の開催状況について

(イ) 医療的ケア児支援検討部会の開催状況について

(ウ) 障害者権利擁護・虐待防止部会の開催状況について

イ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業の取組について

ウ 高次脳機能障害者支援事業について

エ とちぎ障害者就労支援ネットワーク会議の設置について

オ 栃木県障害者工賃向上計画(第7期)とちぎナイスハート♥プランの策定について

(3) その他

4 閉 会

第1回栃木県自立支援協議会委員出席者名簿

令和8(2026)年8月6日

No.	氏 名	職業・役職	出欠	備 考
1	浅香 典靖	栃木県障害施設・事業協会 副会長	欠席	
2	新井 みゆき	県東圏域障害者就業・生活支援センター チャレンジセンター 管理者	出席	
3	石澤 美子	那須烏山市障がい者相談支援センター 相談支援専門員	出席	
4	大原 智子	県南健康福祉センター 参事兼所長(県南保健所長)	出席	
5	大森 陽子	総合教育センター 教育支援部長	出席	
6	小野 篤司	宇都宮短期大学 教授	出席	副会長
7	金子 正明	宇都宮市障がい福祉課 課長	出席	
8	興野 憲史	栃木県精神保健福祉会 会長	出席	
9	小島 幸子	一般社団法人栃木県手をつなぐ育成会 会長	出席	
10	櫻井 光一	茂木町保健福祉課 課長	欠席	
11	長谷川 万由美	宇都宮大学 教授	出席	会 長
12	福田 晴美	栃木県医師会常任理事	出席	新 任
13	前沢 孝通	栃木県精神衛生協会 副会長	欠席	
14	麦倉 仁巳	栃木県身体障害者団体連絡協議会 会長	出席	
15	山崎 育	一般社団法人ミニヨンズ日光 ミニヨンズラボ 代表理事	出席	

※任期 令和7(2025)年4月1日から令和10(2028)年3月31日まで

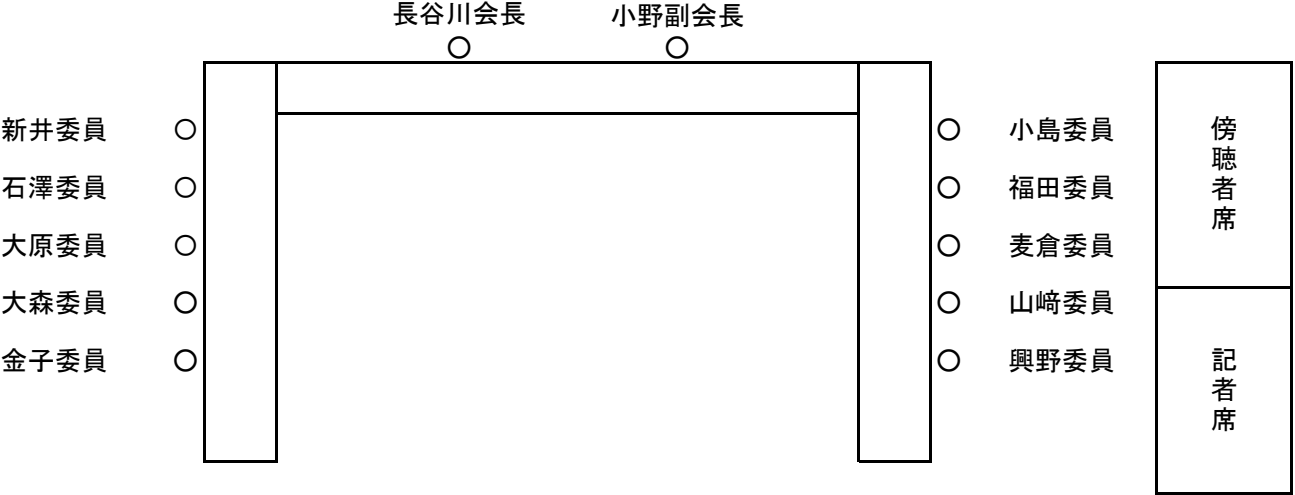
事務局

No.	所属名	係名	職名	氏名
1	障害福祉課		課長	小川 元子
2			主幹	平野 尚也
3			課長補佐(総括)	高田 滋夫
4		企画推進担当	課長補佐(GL)	益子 和明
5		企画推進担当	係長	菅野 真由美
6		企画推進担当	主査	八角 飛雄馬
7		企画推進担当(地域生活支援)	副主幹(TL)	服部 裕
8		企画推進担当(地域生活支援)	主査	星野 眞有美
9		企画推進担当(地域生活支援)	主事	小林 竜大
10		社会参加促進担当	副主幹(GL)	村田 寿恵
11		社会参加促進担当	主事	松本 芽衣
12		福祉サービス事業担当	課長補佐(GL)	登坂 京子
13		福祉サービス事業担当	主任	高杉 智郁
14		精神保健福祉担当	主幹(GL)	大根田 起司
15		精神保健福祉担当	主任	横田 友理恵

関係課等

1	地域福祉課	地域共生社会担当	課長補佐(GL)	佐藤 美希
2		地域共生社会担当	技師	塚原 桃子
3	感染症・疾病対策課	難病対策担当	主任	福田 和実
4	こども政策課	母子保健担当	課長補佐(GL)	大塚 美幸
5	指導監査課	法人・障害者事業担当	副主幹(GL)	池田 早由里
6	障害者総合相談所	知的障害支援課	課長	牛久保 智久
7	精神保健福祉センター	教育相談支援課	課長	福島 幸恵
8	栃木県発達障害者地域支援マネージャー			小西 真美
9	栃木県発達障害者地域支援マネージャー			室井 幸子

令和8(2026)年度 第1回栃木県自立支援協議会 座席表



		事務局			
○	○	○	○	○	○
益子GL	大根田主幹	登坂GL	小川課長	村田GL	高田総括
○	○	○	○	○	○
八角主査	横田主任	高杉主任	服部TL	松本主事	平野主幹
地域福祉課	地域福祉課	こども政策課	指導監査課	障害者総合相談所	感染症・疾病対策課
○	○	○	○	○	○
佐藤GL	塚原技師	大塚GL	池田GL	牛久保課長	福田主任
精神保健福祉センター					
○	○	○	○	○	○
福島課長	栃木県発達障害者地域支援マネージャー	栃木県発達障害者地域支援マネージャー	星野主査	菅野係長	小林主事

受付	出入り口
----	------

栃木県自立支援協議会設置要綱

(設 置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3第1項の規定に基づき、県全域における障害者等への支援の体制の整備を図るため、栃木県自立支援協議会（以下「県協議会」という。）を設置する。

(運営主体)

第2条 県協議会の運営主体は、栃木県とする。

(協議事項)

第3条 県協議会は、相談支援体制等の構築に関する、次の事項について協議する。

- (1) 相談支援体制の総合的な評価及び推進に関すること
- (2) 専門的な相談分野に対応するための相談支援体制の構築に関すること
- (3) 地域生活支援体制の総合的な評価及び推進に関すること
- (4) 市町村相談支援機能強化事業及び県相談支援体制整備事業等による市町村の相談支援体制支援に関すること
- (5) 栃木県全域における社会資源の開発・改善に関すること
- (6) その他、県協議会が必要と認める事項

(組 織)

第4条 県協議会は、委員15人以内で組織する。

- 2 委員は、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者のうちから、知事が任命する。

(任 期)

第5条 委員の任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員に欠員が生じた場合、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 県協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 会長は、協議会の会務を総理し、県協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会 議)

第7条 県協議会は、必要に応じ会長が招集する。

- 2 会長が必要と認めるときは、県協議会に委員以外の者を出席させることができる。

(専門部会)

第8条 県協議会は、必要に応じて専門部会を設けることができる。

(守秘義務)

第9条 県協議会委員及び県協議会の関係者は、正当な理由なしに、県協議会において知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事務局)

第10条 県協議会の事務局は、保健福祉部障害福祉課に置く。

(雑 則)

第11条 この要綱で定めるもののほか、県協議会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年5月22日から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 8 月 1 日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 31 年 8 月 1 日から適用する。
- 2 第 5 条の規定にかかわらず、平成 31 年度に委嘱された委員の任期は、委嘱の日から平成 34 年 3 月 31 日までとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和 3 年 2 月 1 日から適用する。
- 2 第 5 条第 1 項の規定にかかわらず、改正後の第 4 条第 1 項の規定に基づき委嘱された委員の任期は、委嘱の日から令和 4 年 3 月 31 日までとする。

附 則

この要綱は、令和 6 (2024) 年 4 月 1 日から適用する。

栃木県自立支援協議会組織図

R8.4.1

